



各都道府県労働基準局

労働主務課長 殿

労働省労働基準局

補償課長

地方労災医員制度の運用上の留意点について

地方労災医員制度の運用細目については、昭和62年12月22日付け基発第721号をもって改正されたところであるが、これに伴いその運用上の留意事項を下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 地方労災医員の勤務先の承諾

地方労災医員の多くは、他の医療機関に本来の勤務先を有するものであるが、地方労災医員の委嘱に当たっては、その所属する医療機関の所属長の承諾を得る等所要の手続を行うこと。

2 地方労災医員の協議事案について

(1) 労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）又は都道府県労働基準局長（以下「地方局長」という。）が要協議事案として地方労災医員の協議による意見を求める基準は概ね次によること。

傷病の業務起因性の有無、療養・休業の要否（就労の可否を含む。）、傷病等級の程度、治ゆ・症状固定の時期、身体障害の程度（特に残存労働能力の評価）等の事案であって、特に高度の医学的検討を要するもの、複数の医師による評価が望ましいもの又はその他行政による認定の事務に特に困難を伴うと認められるもの。

(2) 地方労災医員の協議（協議会及び専門部会を含む。）による検討は、業務上疾病にあつては、労働基準法施行規則別表第1の2、昭和53年労働省告示第36号及び昭和56年労働省告示第7号に具体的に列挙されている疾病の範囲で被災労働者の既往歴等との観点から医学的検討がなされるべきものであり、労働基準法施行規則別表第1の2等に具体的

に例示されていない疾病のうち新しい疾病及び認定基準等で本省にりん伺することが義務づけられているものについては、従来通り本省で検討を行うので都道府県労働基準局（以下「地方局」という。）の地方労災医員の協議（協議会及び専門部会を含む。）による意見のみで処理を行うべきではないこと。

- (3) 監督署長等による地方労災医員に対する意見の依頼及び意見書の提出の流れを別紙1のとおりとりまとめたので参考とされたい。

3 協議会の設置等について

(1) 地方労災医員協議会

イ 地方労災医員協議会（以下「協議会」という。）は、全ての地方局に設置することとなったが、地方局長が臨時の構成員の必要を認めるときはあらかじめ当課職業病認定対策室と協議すること。

ロ 協議会の開催は、漫然と定例的になされるべきものではなく、地方局長が協議会による協議が必要と認めた個別事案の協議のための必要最小限の協議回数に限ることとする

(2) 地方労災医員協議会専門部会

地方労災医員協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び地方局長が臨時の構成員の必要を認めるときは、あらかじめ当課職業病認定対策室と協議すること。

(3) 協議会の運営について

協議会の運営については、別紙2「〇〇労働基準局地方労災医員協議会運営要領」を例とし、地方局で運営要領を作成のうえ、これに基づいて行うこと。

なお、専門部会の運営については、協議会に準じて行うこと。

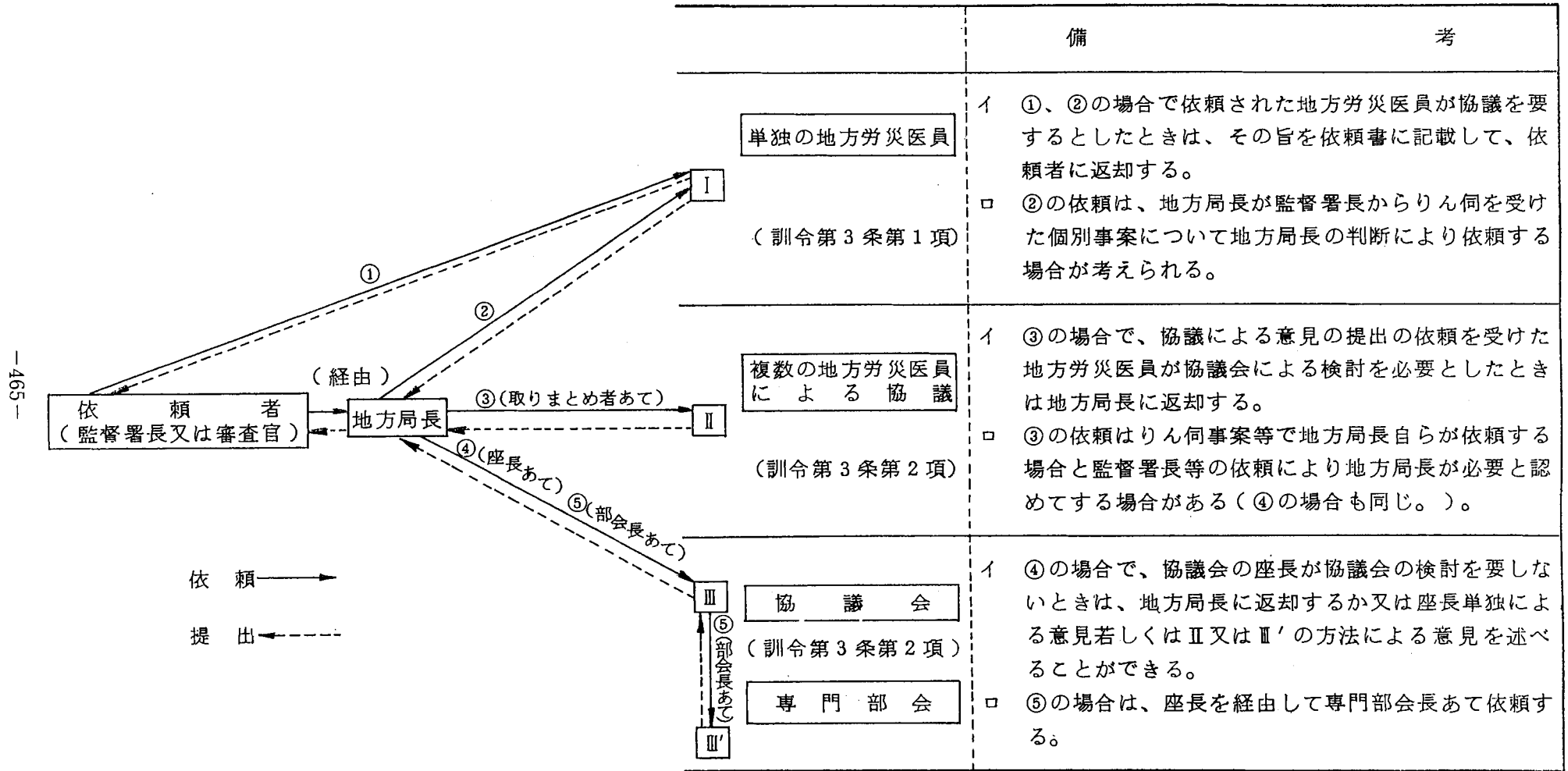
4 協議会の設置等の報告

(1) (削除)

- (2) 地方労災医員が協議（協議会及び専門部会を含む。）を行った意見書の提出については、昭和62年12月22日付け基発第721号通達の記の7の(7)の様式9又は10の例によることとされたが、地方労災医員が協議（協議会及び専門部会を含む。）を行った場合は、座長（又は部会長、取りまとめ者）からその都度別紙3の例によって協議を行った日時、場所及びその協議に加った地方労災医員の氏名に押印を得たものを地方局長（ただし、部会長は座長を経由すること。）に報告させることとし、当該別紙は地方局労災主務課において保存すること。

（編注：一部改正 平成12年10月30日付け事務連絡第19号）

意見書依頼及び提出の流れ



〇〇労働基準局地方労災医員協議会運営要領

1. 設置目的

労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法の規定による災害補償に係る事務のうち、医学に関する専門的知識を要するものについての地方労災医員による協議を円滑に行うため、〇〇労働基準局に地方労災医員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2. 構成等

協議会は、〇〇労働基準局長（以下「局長」という。）が指名する地方労災医員をもって構成し、構成員の互選により座長を選出する。なお、局長は、協議会の運営に当たり、協議に係る事案の内容に照らし、構成員の専門科別の構成が適当でないとする場合には、当該事案の処理に当たって適当と認められる医師を地方労災医員に委嘱し、臨時に構成員とすることができる。

同種の要協議事案についての専門的協議組織として、協議会に専門部会を置くことができる。その運営要領については、別に定める。

3. 招集

協議会は座長が招集する。ただし、座長が適当と認めた場合は、協議会の招集にかえて構成員の持回りにより意見を聴くことができる。

この場合、意見に相違があるときは、速やかに協議会を招集する。

4. 検討方式

(1) 協議会における検討は、職場環境、作業態様、作業歴、既往歴、臨床検査所見、病理所見、剖検所見、主治医等の意見書等の資料に基づいて行うこととし、これらの資料に不足があると認められる場合は、座長は意見を求めた者に対して追加資料の収集又は補充調査を求めることとする。

(2) 協議会は意見を求められた事案の検討に当たっては、必要に応じて、主治医、産業医、鑑定医等の医師から直接口頭又は書面により意見を聴くものとする。

5. 協議結果

協議会における検討の結果は、書面により意見書として提出するものとする。ただし、意見を求めた者に対する意見書の送付については、局長を経由するものとする。

6. 協議会の庶務は、〇〇労働基準局労災主務課が行う。

